

岩手県告示第389号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条第2号の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

令和6年7月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		失効年月日
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所	
岩手県第 291号	混合石灰肥 料	防散てんろ 混合石灰1 号	アルカリ分 47.0 く溶性苦土 3.0	% 肥料の品質の確保 等に関する法律第 3条第1項に規定 する公定規格のと おり	ミネックス株式 会社	岩手県釜石市大 字平田第3地割 46番地3	令和6年1 月29日